

(3) FAC6046 泡瀬通信施設 (Awase Communication Station)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：沖縄市（字泡瀬、字高原）
 (イ) 面積：552千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
沖縄市	24	—	1	527	552

- (ウ) 地主数：716名
 (エ) 年間賃借料：7億6千万円
 (オ) 主要建物及び工作物
 ○建物：送信施設、警衛所
 ○工作物：保安柵、上下水道、駐車場、アンテナほか
 (カ) 基地従業員：MLC 4名

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 ○管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部
 ○使用部隊名：極東海軍通信施設部隊沖縄分遣隊
 (イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）
 ○使用主目的：通信所
 ○使用条件：
 a 使用時間
 (a) 第1水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。
 (b) 第2水域は、船舶との通信の保安のために常時使用される。
 b 制限の内容
 (a) 第1水域内において、日本国政府は、建設及び継続的投錨を許可しない。合衆国政府は、この水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。
 (b) 第2水域内において、合衆国政府は、合衆国軍隊の船舶と陸上との間の通信を妨げない限り、浚渫、掘削、建築等の建設工事を制限しない。この水域内での漁業及び航行は制限されない。
 (c) 本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
 (ウ) 施設の現状及び任務
 本施設は、沖縄市の南東部分の泡瀬半島の先端部に位置しており、西側を除く三方を海に面している。区域は、保安柵に囲まれた送信施設であり、一部空軍管理であったが、現在はすべて海軍管理となっており、艦隊及び潜水艦に対し、通信支援を行っている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄県	道路用地	8千㎡	昭47.5.15
○沖縄市上下水道事業管理者	配水管用地	1千㎡	昭47.5.15
○西日本電信電話(株)	通信設備用地	1千㎡	昭47.5.15
○沖縄県企業局	導水管用地	1千㎡	昭47.5.15
○沖縄電力株式会社	配電線路敷地	0千㎡	昭47.5.15
計 5名	5件	11千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年	軍事占領と同時に当該地域の一部に飛行場を建設し、終戦時まで本土進攻の前線基地として使用。
昭和25年頃	海軍及び空軍がそれぞれの通信施設を建設。
昭和42年	ICBM(大陸間弾道弾)探知用のOTHレーダーを設置。
昭和47年5月15日	泡瀬通信補助施設と泡瀬海軍航空隊通信所が統合され、泡瀬通信施設として提供施設・区域となる。
昭和49年7月31日	衆議院外務委員会でOTHレーダーの存在が初めて明らかにされる。
昭和50年5月10日	OTHレーダーの撤去作業開始。
昭和51年3月31日	OTHレーダー施設用地約1,014,000㎡を返還。
昭和52年3月31日	OTHレーダー施設用地約780,000㎡を返還。
昭和58年3月15日	旧OTHレーダー施設用地約67,000㎡(通信・電力線敷)を返還。
平成4年1月31日	通信線路として工作物(通信ケーブル等)を追加提供。
平成11年11月4日	沖縄総合事務局が海浜リゾート等開発の埋立水域として、378,000㎡を共同使用。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

泡瀬通信施設の所在する沖縄市には、ほかに嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区等の米軍施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、34.0パーセントである。詳しくは嘉手納飛行場の項を参照。

泡瀬通信施設は、太平洋側の中城湾に位置し、泡瀬漁港に近接しているほか、北側には中城湾港新港地区が位置している。また、本施設の西側境界一帯をはじめとする周辺地域は、近年、人口の増加が著しく、新興住宅地として区画整理された閑静な住宅街であるとともに、国体会場となった県総合運動公園周辺はレクリエーション施設として整備されている。さらに、南側の沖合においては、中城港湾泡瀬地区開発事業(東部海浜開発事業)に基づき、スポーツコンベンション拠点の形成を図るため、平成14年10月より埋立事業が実施されている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

泡瀬通信施設に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

(ウ) 東部海浜開発事業との関わり

東部海浜開発事業は、本施設の南側の沖合を埋め立てる計画となっている。平成11年9月9日、本施設水域の一部(約378,000平方メートル)の共同使用について日米合同委員会で合意され、5年を期限とする共同使用が承認された。その後、三度の期間更新を行い、平成25年9月8日に共同使用の期限を迎えたが、計画の見直しにより、同事業予定地区に本施設の水域がかからなくなったことから、更新は行われていない。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

沖縄市においては、平成4年3月、跡地の利用方向について検討するため、沖縄市軍用地跡地利用基本調査を実施した。平成9年9月には、その跡地利用の整備方針の基本的な考え方に関する沖縄市基地転用計画(基本方針)を策定している。